第204期
定時株主総会
招集ご通知

日 時
平成２８年６月２３日（木曜日）
午前１０時

場 所
山形市七日町三丁目１番２号
当行本店７階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

山形銀行

証券コード：8344

目 次

第204期定時株主総会招集ご通知…… 1P

（添付書類）
第204期事業報告 …… 3P
計算書類 …… 23P
連結計算書類 …… 25P
監査報告書 …… 29P

（株主総会参考書類）
第１号議案 剰余金の処分の件 …… 32P
第２号議案 定款一部変更の件 …… 33P
第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）12名選任の件 …… 40P
第４号議案 監査等委員である取締役６名選任の件 …… 49P
第５号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件 …… 56P
第６号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 …… 56P
第７号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 …… 57P
第８号議案 取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 … 57P
第９号議案 役員賞与支給の件 …… 58P
第10号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件 59P

株主総会会場ご案内図

証券コード8344
平成28年6月2日

株 主 各 位

山形市七日町三丁目１番２号
株式会社 **山 形 銀 行**
取締役頭取 長谷川 吉茂

第204期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第２０４期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成２８年６月２２日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成28年６月23日（木曜日）　午前10時

2. 場　　所　山形市七日町三丁目１番２号　当行本店７階会議室

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項
1. 第204期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第204期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）12名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役６名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第７号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
第８号議案　取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第９号議案　役員賞与支給の件
第１０号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

以　上

□　お願い

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

□　お知らせ

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の注記、連結計算書類の注記、株主資本等変動計算書、および連結株主資本等変動計算書につきましては、法令および当行定款第１６条の規定に基づき、以下の当行ホームページに記載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
（http://www.yamagatabank.co.jp/investor/stock/soukai/）

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当行ホームページ（http://www.yamagatabank.co.jp/）において周知させていただきます。

添 付 書 類

第204期（平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで）事 業 報 告

１．当行の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

（企業集団の主要な事業内容）

企業集団は、当行および連結子会社７社で構成され、銀行業務を中心に、信用保証業務、リース業務、クレジットカード業務などの総合金融情報サービスを提供しております。

（経済環境）

○　国内経済

当期におけるわが国経済は、前半には緩やかな持ち直しの動きもみられましたが、年央以降は、海外経済の減速等の影響から回復の動きに足踏み感が広がりました。

中国経済の減速や、原油安による資源国経済の弱含みなどを背景に、輸出は減少傾向となりました。このため、企業の生産活動は、資本財を中心に在庫調整が続き、弱含みで推移しました。設備投資はおおむね増加基調で推移しましたが、年央以降は企業収益が伸び悩みとなったことなどから、増勢はやや鈍化しました。一方、家計部門については、雇用・所得環境は緩やかな改善の動きとなったものの、消費税率引き上げの影響が長引くなかで節約志向が続き、世界同時株安なども消費者マインドを下押ししたため、個人消費がおおむね横ばいにとどまりました。住宅投資は、消費税率引き上げ後の反動減から持ち直し、増加傾向で推移しましたが、年央以降は増勢鈍化の動きとなりました。また、公共投資は、経済対策の効果が一巡し、減少傾向で推移しました。

○　県内経済

当行の主要営業基盤である県内経済も、前半には緩やかな持ち直しの動きもみられましたが、年央以降は消費や投資の弱さが目立ち、停滞感が強まりました。

企業の生産活動は、県内の主要産業で前年好調に推移した電子部品・デバイスが減少に転じたことなどから、総じてみれば弱含みで推移しました。設備投資は、製造業を中心に投資一巡感がみられたため、減少傾向で推移し、公共投資も、前年に引き続き減少傾向となりました。一方、住宅投資は、消費税率引き上げ後の反動減が一巡し、おおむね増加傾向で推移しました。この間、雇用情勢については、求人倍率が高水準で推移し、人手不足感の強い状況が続きましたが、個人消費は、所得の伸び悩みもあって消費者マインドが盛り上がりに欠け、総じてみれば横ばいの動きとなりました。

（金融環境）

金融面をみますと、円相場は、期初は１米ドル120円台の円安傾向にありましたが、原油安や中国経済の減速懸念に端を発する世界同時株安などをうけて、安全資産とされる円買いの動きが強まり、期末にかけては110円台前半まで上昇しました。こうしたなか、日経平均株価は、期初

は20,000円台と15年ぶりの高水準にあったものの、中国経済の減速懸念や円高進行等をうけて、８月、１月と２度にわたって急落した結果、一時15,000円台を割り込み、期末にかけては16,000円台を中心とした推移となりました。一方、短期金利は、0.1％を下回る水準で推移していましたが、年明け後の１月29日に日本銀行が「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入したことにより、2月以降はマイナス水準での推移となりました。緩やかな低下傾向にあった、指標となる10年物国債利回りも、マイナス金利導入後は史上初のマイナス水準で推移するなど、世界経済への先行き不安が高まるなか、金融市場は総じて不安定な動きとなりました。

（営業施策等）

業務面においては、多様化・高度化するお客さまのニーズに対応するため、新たな商品やサービスの提供に努めるとともに、地域密着型金融の深化を実践すべく、地域経済の活性化に向けた取り組みを強化しました。

○　個人向け商品・サービス

個人部門では、ライフステージに応じたお客さまのニーズにお応えするため、一時払終身保険２商品、医療保険１商品、個人年金保険１商品、期間限定やインターネット専用を含む投資信託14商品を追加しました。預金商品については、サッカーJリーグ・モンテディオ山形の試合結果等に応じて金利上乗せを行う「モンテディオ山形サポーターズ定期預金」や、山形大学医学部が進める次世代重粒子線がん治療装置開発プロジェクトに残高の一部を拠出する「＜やまぎん＞重粒子定期預金」など、地域活性化に資する商品組成に注力しました。ローン商品については、満60歳以上の方を対象としたフリーローン「充活サポートローン『アクティ』」のほか、先進医療の治療費用に対応する「＜やまぎん＞先進医療ローン」の取り扱いを開始しました。また、「山形銀行カードローン」について、お申し込みからご契約までインターネットで完結するサービスを開始し、お客さまの利便性向上を図りました。

○　法人向け商品・サービス

法人部門では、競争環境や技術等の分析を通じて成長可能性を総合的に評価する事業性評価手法で、10月に特許庁より商標登録の認可を受けた「ビジネスパノラマ」を活用し、経営改善支援に積極的に取り組むとともに、地域密着型金融を一層深化させるべく、お取引先の裾野拡大や、多様な融資商品のご提案に努めました。また、「介護事業者向けローン『ケアNEXT』」の取り扱いを開始したほか、事業性保険10商品を追加し、経営の安定化、高度化に向けた提案を強化しました。事業承継およびM&Aに関しては、「やまぎん事業承継プロジェクトチーム」を組織して主要店舗にプロジェクトメンバーを配置し、相談機能を強化しました。成長分野の一つと位置付ける環境分野については、再生可能エネルギー発電に関し、プロジェクトファイナンスの実施などを通じて、事業化に向けた幅広い支援を継続して行いました。お客さまの海外進出支援についても、７月よりタイのバンコック銀行に行員を派遣したほか、各提携機関等と連携して海外商談会や協調融資を実施するなど、引き続き積極的に取り組みました。

○　その他の施策

東日本大震災から５年が経過しておりますが、被災された方々を対象とする特別相談窓口を引

き続き設置し、融資等のご相談にお応えするほか、産業復興機構などとも連携しながら、被災された方々の生活再建や事業再生に取り組んでおります。

「地方創生」への取り組みについては、当行では平成24年７月より「山形成長戦略プロジェクト」をスタートさせ、先行的な活動を展開してまいりましたが、平成27年３月より新たに「やまがた創生会議」も設置し、全行的な取り組みを開始しております。７月には、当行を含む県内地銀３行と山形県による「やまがた創生」に関する連携協定を締結し、11月には、東京海上日動火災保険㈱との地方創生に関する包括連携協定を、平成28年１月には、飯豊町、山形大学と「飯豊電池バレー構想」に関する連携・協力協定を締結しました。加えて、平成27年６月には、㈱きらやか銀行、鶴岡信用金庫、大和PIパートナーズ㈱と共同で「山形創生ファンド投資事業有限責任組合」を組成し、「鶴岡バイオサイエンスパーク構想」の中核企業であるYAMAGATA DESIGN㈱に対し出資を行ったほか、平成28年２月には、独創性の高い技術ベンチャー企業であるZメカニズム技研㈱に対し、「やまがた地域成長ファンド」による出資を行うなど、地域経済活性化に向けた主体的な取り組みを継続実施しております。

なお、店舗については、平成27年12月、仙台市営地下鉄東西線沿線の仙台市若林区に個人特化型店舗となる「荒井支店」を新設しました。この結果、平成28年３月末現在、有人店舗数は出張所を含め81カ店、店舗外現金自動設備の設置場所は139カ所となっております。

○　組織体制の整備状況

組織面では、本部のスリム化と、お客さまへの一層の支援強化を主眼に、平成27年４月に本部組織の改正を行い、総務部を人事部に統合し、「人事総務部」に名称変更したほか、事務集中部を事務集中センターに改組し、事務統括部に統合しました。また、第18次長期経営計画において特に強化すべき部門を７つの部内「室」に格上げし、総合企画部内に「山形成長戦略推進室」、「広報CSR戦略室兼お客さまサービス室」、業務効率化や生産性向上を推進する「OHR改革室」、人事総務部内に「ワークライフバランス推進室」、営業企画部内に「IT・チャネル戦略室」、「個人戦略室」、営業支援部内に「事業承継・M&A支援室」を新設しました。

（事業の経過及び成果等）

以上のような営業施策を実施しながら、当行は、株主の皆さまはもとより、お客さまのご支援のもと、役職員一体となり一層の経営体質強化と業績向上努力を継続しました結果、当期は次のような業績をおさめることができました。

○　預金等

預金ならびに譲渡性預金については、お客さまの多様なニーズにお応えする商品の提供に努めてまいりました結果、当期中557億円増加し、期末残高は２兆2,023億円となりました。公金預金は減少したものの、個人預金、法人預金を中心に順調に推移しました。また、預かり金融資産については、生命保険の販売が好調に推移したことを主因に、全体では当期中164億円増加し、期末残高は3,562億円となりました。

○　貸出金

貸出金については、当期中1,140億円増加し、期末残高は１兆5,933億円となりました。住宅

ローンを中心に個人向け貸出の増強に取り組んだほか、地元企業や地方公共団体の資金需要に積極的にお応えいたしました。

○　有価証券

有価証券については、貸出金の大幅な増加が続くなか、国内外の投資環境や市場動向に留意しながら、国債などの再投資を抑制した結果、当期中804億円減少し、期末残高は7,411億円となりました。

○　損益の状況

経常収益は、株式等売却益や役務取引等収益は増加したものの、国債等債券売却益などの「その他業務収益」や資金運用収益が減少したことを主な要因として、前年比３億85百万円減収の390億97百万円となりました。経常費用は、貸倒引当金繰入額および国債等債券売却損の増加を主因に同12億88百万円増加し、291億63百万円となりました。この結果、経常利益は同16億73百万円減益の99億34百万円、当期純利益は同５億94百万円減益の66億85百万円となりました。

（対処すべき課題）

当行は平成27年４月より第18次長期経営計画「やまぎん イノベーション・プランⅢ」（平成27年度～平成29年度）をスタートさせ、平成28年度は長期経営計画の２年目として、計画で掲げた課題を解決する重要な１年と位置付けております。

しかしながら、県内経済は、昨年後半以降、消費や投資の弱さが目立ち、円高や中国経済の減速など、先行きについても不透明感が強まる状況が続いております。加えて、山形県では全国平均を上回るスピードで少子高齢化が進展していることに鑑みますと、地域経済の活性化に果たすべき当行の役割や責任は、一層重要性が高まっているものと認識しております。

また、地域金融機関においては、有力地銀同士の経営統合が加速し、将来を見据えた戦略的な再編の動きが進展するなか、競争環境は一層激化することが予想されます。さらに、日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」政策の導入により、低金利環境の長期化が懸念され、収益構造の改革が急務となっております。

他方、コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードなどの社会的要請が増すなかにあって、当行はこれに積極的に対応し、経営管理体制の強化を図ることで、銀行経営の透明性を高めてまいります。

当行は、株主の皆さまや地域の皆さまからの絶え間ないご支援のもと、本年４月14日に創立120周年を迎えることができました。大きな節目の年にあたり、改めてご支援いただきました皆さまに感謝申しあげますとともに、「山形の発展に『責任』を持つ銀行」として地方創生を主体的にリードし、新たなブランドメッセージ「夢のとなりに。」に込めた想いのもと、皆さまの夢の実現をお手伝いするパートナーとして、皆さまからの信用・信頼をいただきながら、地域における絶対的な存在価値を高めてまいりたいと考えております。

株主の皆さま方には、引き続き温かいご支援と変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申しあげます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当連結会計年度)
経常収益	47,927	45,738	45,970	45,252
経常利益	9,782	11,203	12,719	10,747
親会社株主に帰属する当期純利益	5,452	6,331	7,483	6,714
包括利益	15,007	8,840	17,327	2,240
純資産額	133,849	141,682	154,694	155,944
総資産額	2,312,413	2,379,310	2,466,878	2,503,672

ロ．当行の財産及び損益の状況

(単位:億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当期)
預金	19,781	20,201	20,375	20,765
定期性預金	8,902	8,748	8,516	8,751
その他	10,879	11,452	11,858	12,013
貸出金	13,338	14,182	14,793	15,933
個人向け	3,712	3,817	4,033	4,597
中小企業向け	4,066	4,169	4,412	4,680
その他	5,560	6,195	6,347	6,655
商品有価証券	0	0	0	0
有価証券	7,719	8,541	8,215	7,411
国債	4,024	4,696	3,462	3,307
地方債	1,302	1,301	1,361	1,001
その他	2,391	2,542	3,391	3,101
総資産	23,003	23,665	24,526	24,920
内国為替取扱高	147,845	131,523	129,666	130,841
外国為替取扱高	百万ドル 964	百万ドル 818	百万ドル 895	百万ドル 808
経常利益	百万円 8,708	百万円 10,316	百万円 11,607	百万円 9,934
当期純利益	百万円 5,437	百万円 6,318	百万円 7,280	百万円 6,685
1株当たり当期純利益	円 銭 31 90	円 銭 37 06	円 銭 44 39	円 銭 40 91

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
3. 平成27年度の状況につきましては、「事業の経過及び成果等」に記載のとおりであります。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末			前年度末		
	銀行業	リース業	その他事業	銀行業	リース業	その他事業
使用人数	1,316人	13人	62人	1,299人	14人	63人

(注) 使用人数は在籍者ベースであり、臨時雇員および嘱託は含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

(イ) 当行の営業所数の推移

	当年度末	前年度末
山形県	70店 (うち出張所 1)	70店 (うち出張所 1)
宮城県	6 (−)	5 (−)
秋田県	1 (−)	1 (−)
福島県	1 (−)	1 (−)
栃木県	1 (−)	1 (−)
埼玉県	1 (−)	1 (−)
東京都	1 (−)	1 (−)
合計	81 (1)	80 (1)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を139カ所（前年度末140カ所）設置しております。また、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を山形県内で111カ所（前年度末108カ所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携に基づく店舗外現金自動設備を山形県内で80カ所（前年度末77カ所）それぞれ設置しております。

(ロ) 当年度の当行の新設営業所

営業所名	所在地
荒井支店	仙台市若林区荒井字梅ノ木110-1（52B-3L）

注. 上記のほか、次の店舗外現金自動設備を設置および廃止しました。

① 当年度中に設置した店舗外現金自動設備

ヤマザワ愛島店（名取市）

ヤマザワ新庄宮内店（新庄市）
ヤマザワ漆山店（山形市）

② 当年度中に廃止した店舗外現金自動設備

置賜総合支庁西庁舎（長井市）
村山総合支庁西庁舎（寒河江市）
村山総合支庁北庁舎（村山市）
東北公益文科大学（酒田市）

（ハ）当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

（ニ）当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

ロ．リース業

山銀リース株式会社：本社（山形市）

ハ．その他事業

山銀ビジネスサービス株式会社：本社（山形市）
山銀保証サービス株式会社：本社（山形市）
山銀システムサービス株式会社：本社（山形市）
やまぎんカードサービス株式会社：本社（山形市）
やまぎんキャピタル株式会社：本社（山形市）
木の実管財株式会社：本社（山形市）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位:百万円）

事業セグメント	金額
銀行業	1,046
リース業	2
その他事業	0
合計	1,049

（注） 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

（単位:百万円）

事業セグメント	内　　容	金　　額
銀　行　業	荒井支店新築工事	168
銀　行　業	酒田駅前支店改築工事	129

（注）　金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当事項はありません。

ロ．子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資 本 金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
山銀ビジネスサービス株式会社	山形市七日町三丁目1番2号	事務代行業	昭和54年8月11日	百万円 10	% 100.00	
山銀保証サービス株式会社	山形市十日町二丁目4番1号	信用保証業	昭和49年11月1日	20	5.00	
山銀リース株式会社	山形市宮町二丁目2番27号	ファイナンスリース業	昭和51年4月8日	30	5.00	
山銀システムサービス株式会社	山形市三日町一丁目2番47号	情報サービス業	平成2年3月14日	20	5.00	
やまぎんカードサービス株式会社	山形市十日町二丁目4番1号	クレジット、金銭貸付、信用保証業	平成3年6月21日	30	5.00	
やまぎんキャピタル株式会社	山形市七日町三丁目1番2号	有価証券の取得保有、売却	平成8年4月3日	100	5.00	
木の実管財株式会社	山形市十日町二丁目4番1号	財産管理業	昭和36年6月6日	10	91.21	

（注）1.　当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2.　上記7社はすべて連結子会社及び子法人等であり、持分法適用会社はありません。

(重要な業務提携の概況)

1.　地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2.　地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3.　地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝

送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

4. じゅうだん会（株式会社八十二銀行、株式会社山形銀行、株式会社筑波銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社阿波銀行、株式会社宮崎銀行、株式会社琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は平成17年１月に株式会社八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
7. 野村證券株式会社および三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社との提携により、金融商品仲介業務を行っております。
8. 株式会社きらやか銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「ふるさと山形ネットサービス」）を行っております。
9. 株式会社七十七銀行および株式会社東邦銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「ＭＹキャッシュポイント」）を行っております。
10. 山形県内４信用金庫（山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫）と提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「ぐるっと花笠ネット」）を行っております。
11. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
12. 株式会社秋田銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
長谷川　吉　茂	取締役頭取　（代表取締役）監査部担当		
三　浦　新一郎	専務取締役　（代表取締役）営業企画部、営業支援部担当		
石　川　芳　宏	専務取締役　（代表取締役）秘書室、総合企画部、金融市場部、東京事務所担当		
渡　辺　　均	常務取締役　融資部担当		
武　田　昌　裕	常務取締役　本店営業部長		
丹　野　晴　彦	常務取締役　人事総務部、事務統括部担当		
土　門　義　浩	取　締　役　酒田支店長兼酒田駅前支店長		
鈴　木　康　介	取　締　役　営業企画部長		
長　沼　清　弘	取　締　役　米沢支店長兼米沢北支店長		
永　井　　悟	取　締　役　総合企画部長		
勝　木　伸　哉	取　締　役　融資部長		
尾　原　儀　助	取　締　役　（社外取締役）	男山酒造株式会社代表取締役 山形酒類販売株式会社代表取締役 社団法人山形県法人会連合会会長 株式会社ヤマザワ監査役 （社外監査役）	
井　上　弓　子	取　締　役　（社外取締役）	髙島電機株式会社代表取締役会長 株式会社シベール社外取締役 山形商工会議所副会頭 国立大学法人山形大学顧問	
中　川　太　文	常勤監査役		
柿　崎　正　樹	常勤監査役		

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
中　山　眞　一	監　査　役　（社外監査役）	株式会社塚田会計事務所 代表取締役社長 株式会社山形新聞社監査役 （社外監査役）	
浜　田　　敏	監　査　役　（社外監査役）	浜田敏法律事務所所長 山形県収用委員会会長 公益財団法人山形東高奨学会理事長 山形県大規模小売店舗立地審議会会長	
五　味　康　昌	監　査　役　（社外監査役）	三菱ＵＦＪ証券ホールディングス 株式会社特別顧問 株式会社ノリタケカンパニーリミテド 監査役（社外監査役） 讀賣テレビ放送株式会社取締役 （社外取締役） 株式会社オービック取締役 （社外取締役） 株式会社ノジマ取締役（社外取締役）	

（注）1.　取締役尾原儀助氏及び井上弓子氏の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役中山眞一氏、浜田敏氏及び五味康昌氏の各氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。上記の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2.　監査役中山眞一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3.　監査役浜田敏氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

4.　当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

（氏　　名）	（退任時の地位及び担当）	（退任年月日）
柿 崎 正 樹	取締役監査部長委嘱	平成27年６月24日
高 橋 弘 充	取 締 役	平成27年６月24日
森 谷 和 博	取 締 役	平成27年６月24日
今 田 隆 美	常 勤 監 査 役	平成27年６月24日

なお、常勤監査役今田隆美氏は、辞任による退任であります。

（2）会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　　分	支給人数	報　酬　等
取　締　役	16名	182　（　58）
監　査　役	6名	40　（　- ）
計	22名	223　（　58）

（注）1.　上記報酬等には以下のものが含まれており、それぞれ合計額を括弧内に内書きしております。

役員賞与引当金繰入額のうち当事業年度に計上した額

取締役　　25百万円

役員退職慰労引当金繰入額のうち当事業年度に計上した額

取締役　　33百万円

2. 上記の取締役及び監査役の支給人数には、平成27年６月24日開催の第203期定時株主総会の終了をもって退任した取締役３名及び監査役１名を含んでおります。
　なお、柿崎正樹氏は第203期定時株主総会において取締役を退任した後、監査役に就任したため、人数及び支給額について取締役期間は取締役に、監査役期間は監査役に含めて記載しております。
3. 会社役員に対する定款または株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりです。
(1) 取締役
　月額18百万円（参考：年額216百万円）以内であります。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。(平成５年６月29日株主総会決議)
(2) 監査役
　月額４百万円（参考：年額48百万円）以内であります。(平成27年６月24日株主総会決議)
4. また、平成27年６月24日開催の定時株主総会決議「退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件」及び「社外取締役および監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」に基づき、退職慰労金として、取締役５名に対し43百万円、監査役５名に対し32百万円を支給しております。
　なお、当該金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額として、取締役５名41百万円及び監査役５名30百万円が含まれております。
5. 使用人兼務取締役の使用人分の報酬等は55百万円（内賞与額15百万円）であります。
6. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 責任限定契約

該当事項はありません。

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
尾原儀助	男山酒造株式会社代表取締役 山形酒類販売株式会社代表取締役 社団法人山形県法人会連合会会長 株式会社ヤマザワ監査役（社外監査役）
井上弓子	髙島電機株式会社代表取締役会長 株式会社シベール社外取締役 山形商工会議所副会頭 国立大学法人山形大学顧問
中山眞一	株式会社塚田会計事務所代表取締役社長 株式会社山形新聞社監査役（社外監査役）
浜田　敏	浜田敏法律事務所所長 山形県収用委員会会長 公益財団法人山形東高奨学会理事長 山形県大規模小売店舗立地審議会会長
五味康昌	三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社特別顧問 株式会社ノリタケカンパニーリミテド監査役（社外監査役） 讀賣テレビ放送株式会社取締役（社外取締役） 株式会社オービック取締役（社外取締役） 株式会社ノジマ取締役（社外取締役）

（注）1.　男山酒造株式会社、山形酒類販売株式会社、髙島電機株式会社、株式会社塚田会計事務所および浜田敏法律事務所は、当行との間に銀行取引関係があります。
2.　三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社の子会社である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、当行と金融商品仲介業務に関する提携を行っております。金融商品仲介業務に関する提携の詳細については、重要な業務提携の概況をご参照ください。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
尾　原　儀　助	1年9ヵ月	当事業年度に開催した取締役会11回全てに出席しました。	企業経営者としての豊富な経験を基に、社外取締役として独立した立場から発言しております。
井　上　弓　子	9ヵ月	平成27年6月24日の就任以来開催した取締役会9回全てに出席しました。	企業経営者としての豊富な経験を基に、社外取締役として独立した立場から発言しております。
中　山　眞　一	8年9ヵ月	当事業年度に開催した取締役会11回全て、監査役会12回全てに出席しました。	主に公認会計士としての専門的知見を基に、社外監査役としての見地から発言しております。
浜　田　　敏	7年9ヵ月	当事業年度に開催した取締役会11回全て、監査役会12回全てに出席しました。	主に弁護士としての専門的知見を基に、社外監査役としての見地から発言しております。
五　味　康　昌	6年9ヵ月	当事業年度に開催した取締役会11回全て、監査役会12回全てに出席しました。	主に金融業務に関する豊富な経験を基に、社外監査役としての見地から発言しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	10	－

（注）1.　平成27年6月24日開催の定時株主総会決議「社外取締役および監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」に基づき、退職慰労金として、社外取締役1名に対し0百万円、社外監査役3名に対し6百万円を支給しております。
なお、当該金額には、過年度の事業報告において社外役員に対する報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額として、社外取締役1名0百万円及び社外監査役3名6百万円が含まれております。
2.　金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

上記(1)～(4)に対する社外役員の意見はありません。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株　式　数　発行可能株式総数　298,350千株

発行済株式の総数　170,000千株（うち自己株式6,563,590株）

(2) 当年度末株主数　8,306名

(3) 大　株　主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,425 千株	4.54 %
明治安田生命保険相互会社	7,190	4.39
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	6,213	3.80
両羽協和株式会社	6,048	3.70
山形銀行従業員持株会	4,423	2.70
日本生命保険相互会社	3,551	2.17
住友生命保険相互会社	3,543	2.16
東京海上日動火災保険株式会社	3,194	1.95
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,099	1.28
株式会社合同資源	2,015	1.23

（注）1.　持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2.　当行は自己株式6,563千株を保有しておりますが、上記記載から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して算出しており、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5．当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 (当行の監査の職務を行った指定有限責任社員の氏名) 業務執行社員 公認会計士　髙嶋　清彦 業務執行社員 公認会計士　小松﨑　謙	55	1．当行監査役会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の監査計画の内容、前年度の監査実績の検証と評価、職務遂行状況の相当性、報酬見積もりの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。 2．非監査業務（公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務）は、情報セキュリティ管理態勢に係る簡易調査業務であります。 3．新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止３カ月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）の処分を受けました。同監査法人は、平成28年１月29日に金融庁に業務改善計画を提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、透明性を確保したガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の見直し、および監査現場の改革等の施策を実施しております。

(注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当行、当行子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、55百万円であります。
3. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の解任または不再任が適当であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任について株主総会に付議いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、監査品質および独立性等を総合的に検討し、再任もしくは不再任の決定を行います。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8．業務の適正を確保する体制

当行取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は、次のとおりであります。

(1) 当企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役および取締役会はコンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを認識し実践するとともに、企業文化として定着するよう役職員に周知・徹底します。

② 行動規準を当企業集団のコンプライアンスの基本に位置付け、コンプライアンス関連規程、業務に関連する各種法令等をコンプライアンス・プログラムや各種研修等において職員に周知し、コンプライアンスを徹底します。

③ 総合企画部がコンプライアンス関連事項を統括し、当行の各部室店および子会社に配置されたコンプライアンス責任者・担当者を通してコンプライアンス関連の各種施策を実施します。

④ コンプライアンスに関する各種施策は取締役会において意思決定するとともに、運用状況について、コンプライアンス・リスク管理に関する協議機関であるリスク管理会議等において定期的に協議を実施し、検証します。

⑤ 反社会的勢力に対しては、断固として対決し、介入を阻止します。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、営業店・子会社および本部の連携を中心に警察を始めとした外部専門機関とも連携し、組織として対応する態勢を確立します。

(2) 当企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録を始めとする各種議事録や各種稟議書類等は、保存、管理、処分方法等を定めた各種規程に基づき、適切かつ厳正に取り扱います。

② 情報セキュリティに関する規程に基づき、各種情報や書類等の漏えい、滅失、紛失等

を防止します。

(3) 当企業集団の損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制

① 取締役は、当企業集団の業務の健全性および適切性確保のため、経営計画や業務の規模・特性等を踏まえ、統合的リスク管理および各種リスクの管理機能の実効性確保に向けた態勢を確立します。

② リスク管理に関する重要事項は、取締役会において意思決定するとともに、その運用状況について、リスク管理会議やＡＬＭ会議等において定期的に協議を実施し、検証します。

③ 総合企画部を統合的リスク管理部署として、リスク管理の基本規程である統合的リスク管理規程に定める基本原則や責任体制に基づき各種リスクの統合的管理に取り組みます。

④ 危機管理規程および関連マニュアルを周知・徹底するとともに、災害や各種障害、事件・事故等の緊急事態の発生に備え、定期的に緊急時の対応訓練を実施します。

(4) 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役は取締役会規程のほか、組織規程等に定める職務分掌や職務権限等に基づき、指揮命令、使用人との役割分担を実施し、その職務執行の効率性を確保します。

② 取締役会は経営計画を定め、業績目標を明確化するとともに、その達成・進捗状況について定期的に確認します。

③ 業務の合理化・効率化を進め、効率的な取締役の職務執行態勢を確立します。

(5) 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 取締役および監査役が子会社の業務の適正について監督するとともに、人事交流、情報交換を密にし、当企業集団の連携態勢を確立します。

② 関連会社管理規程等に基づき、コンプライアンス・リスク管理に関する事項や取引条件等の経営上重要な事項について協議するとともに、子会社のコンプライアンス・リスク管理態勢の整備・機能強化を指導します。また、定期的に子会社から業務執行状況や財務状況等の報告を徴し、当企業集団の業務の適正を確保します。

③ 会計に関する各種法令や基準等を遵守し、当企業集団の財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を確立します。

(6) 内部監査部門による内部統制システムの監査の体制

① 監査部は内部統制システムの有効性および機能発揮状況等について、当行および子会社に対し定期的に監査を実施し、改善を指導するとともに、その結果を取締役会および監査役会に報告します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役からその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求められた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、その人数、地位等の具体的な内容について決定します。

② 補助使用人は監査役の指揮命令に従い、取締役から独立してその職務を遂行します。

③ 補助使用人は、その職務を遂行するために必要な調査、会議出席、情報収集等を行うことができます。

④ 補助使用人の異動・評価等の人事に関する事項については、監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定します。

(8) 当企業集団の取締役・その他使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告するための体制

① 当行は、当企業集団の役職員が法令等の違反行為等、当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実やその他重要事項について、当行の監査役に報告する態勢を確立します。

② 取締役および使用人は法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況等について、監査役に報告します。

③ 監査役は、監査部と緊密な連携を保ち監査を実施するとともに、いつでも取締役および使用人に対して、報告を求めることができます。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当行は、監査役へ報告を行った当企業集団の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当企業集団の役職員に周知徹底します。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理します。

(11) その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会や重要な会議等への出席、稟議書類等業務執行に係る重要な書類を閲覧することで、業務の執行状況等について監査するとともに、定期的に代表取締役と意見交換を行います。

② 監査役は、会計監査人と定期的に意見および情報交換を行うとともに、職務の執行に際して必要な場合には、弁護士等の外部専門家を活用します。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

取締役会を原則毎月開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項およびその他の重要事項について、協議・決定するとともに、業務執行状況を監督しております。

さらに、迅速な経営判断および業務執行を行うために、頭取および役付取締役で構成する常務会を原則毎週開催しており、取締役会より委任を受けた事項やその他経営全般に係る事項について協議・決定するとともに、業務執行に関する主要な報告を求めております。

(2) リスク管理体制

リスク管理の基本方針などの重要事項につきましては、取締役会が半期毎に見直しを行うほか、関連規程の改廃は、取締役会で協議・決定しております。

また、コンプライアンスを含めたリスク管理のモニタリングの徹底をはかるため、リスク管理会議およびＡＬＭ会議を常務会として定期的に開催しております。

加えて、総合企画部内にリスク統括室を設置し、リスク管理の基本規程である「統合的リスク管理規程」に定める基本原則や責任体制に基づき、各種リスクの統合的管理に取り組んでおります。

さらに、監査部を内部監査部署とし、被監査部門に対しての独立性を確保した上で、関連会社を含む全部室店を対象に業務運営・管理およびリスク管理の適切性・有効性を監査しております。

(3) コンプライアンス態勢

半期ごとに取締役会にてコンプライアンス・リスク管理方針を定め、運用状況をリスク管理会議で協議し、検証するほか、コンプライアンスに関する各種施策を取締役会にて決定しております。また、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力等との取引の遮断などについてリスク管理会議で協議し、その内容を取締役会に報告しております。

(4) 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の経営管理につきましては、「関連会社管理規程」に基づき、グループ会社の業務執行について重要性に応じて、当行の取締役又は常務会等の決裁を受ける体制を整備しております。

また、グループ会社代表取締役による定例会議を原則として毎月開催し、業務報告および意見交換を行っております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役監査につきましては、各取締役に対する牽制機能を果たすほか、重要会議への出席、取締役・内部監査部門等から執行状況の聴取、営業店・関連会社の往査などを定期的に実施しております。また、会計監査人との連携として、監査役は会計監査人との協議を随時実施し、相互に連携・情報交換しながら監査を実施しております。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第204期末（平成28年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**106,153**	**預金**	**2,076,500**
現金	26,513	当座預金	48,047
預け金	79,640	普通預金	1,078,404
コールローン	**15,149**	貯蓄預金	28,251
買入金銭債権	**5,093**	通知預金	3,716
商品有価証券	**28**	定期預金	868,263
商品国債	28	定期積金	6,856
有価証券	**741,114**	その他の預金	42,960
国債	330,782	**譲渡性預金**	**125,885**
地方債	100,155	**コールマネー**	**15,211**
社債	110,853	**債券貸借取引受入担保金**	**35,130**
株式	34,586	**借用金**	**45,171**
その他の証券	164,736	借入金	45,171
貸出金	**1,593,372**	**外国為替**	**38**
割引手形	8,079	売渡外国為替	37
手形貸付	37,270	未払外国為替	0
証書貸付	1,379,412	**新株予約権付社債**	**11,268**
当座貸越	168,610	**その他負債**	**11,820**
外国為替	**1,236**	未決済為替借	392
外国他店預け	1,236	未払法人税等	1,404
その他資産	**5,051**	未払費用	2,332
未決済為替	324	前受収益	604
未払費用	6	給付補填備金	0
未収収益	2,739	金融派生商品	5,092
金融派生商品	1,179	リース債務	58
その他の資産	801	資産除去債務	122
有形固定資産	**13,645**	その他の負債	1,811
建物	3,563	**役員賞与引当金**	**25**
土地	8,789	**役員退職慰労引当金**	**264**
リース資産	54	**睡眠預金払戻損失引当金**	**55**
建設仮勘定	111	**偶発損失引当金**	**220**
その他の有形固定資産	1,126	**繰延税金負債**	**7,002**
無形固定資産	**1,603**	**再評価に係る繰延税金負債**	**1,325**
ソフトウェア	1,389	**支払承諾**	**14,157**
その他の無形固定資産	213	**負債の部合計**	**2,344,078**
前払費用	**921**	**（純資産の部）**	
前払年金費用	**14,157**	**資本金**	**12,008**
繰延税金資産	**△5,503**	**資本剰余金**	**4,932**
		資本準備金	4,932
		利益剰余金	**112,119**
		利益準備金	7,076
		その他利益剰余金	105,043
		別途積立金	97,020
		繰越利益剰余金	8,023
		自己株式	**△2,976**
		株主資本合計	**126,084**
		その他有価証券評価差額金	**24,110**
		繰延ヘッジ損益	**△3,431**
		土地再評価差額金	**1,182**
		評価・換算差額等合計	**21,861**
		純資産の部合計	**147,945**
資産の部合計	**2,492,023**	**負債及び純資産の部合計**	**2,492,023**

第204期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**39,097**
資金運用収益	**26,237**	
貸出金利息	18,409	
有価証券利息配当金	7,666	
コールローン利息	51	
預け金利息	11	
その他の受入利息	98	
役務取引等収益	**6,449**	
受入為替手数料	1,580	
その他の役務収益	4,868	
その他業務収益	**2,138**	
商品有価証券売買益	4	
国債等債券売却益	2,133	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**4,271**	
償却債権取立益	4	
株式等売却益	3,500	
その他の経常収益	766	
経常費用		**29,163**
資金調達費用	**2,708**	
預金利息	1,297	
譲渡性預金利息	153	
コールマネー利息	25	
債券貸借取引支払利息	76	
借用金利息	58	
金利スワップ支払利息	1,034	
その他の支払利息	62	
役務取引等費用	**2,469**	
支払為替手数料	350	
その他の役務費用	2,118	
その他業務費用	**1,728**	
外国為替売買損	74	
国債等債券売却損	1,582	
金融派生商品費用	72	
営業経費	**20,906**	
その他経常費用	**1,349**	
貸倒引当金繰入額	722	
株式等売却損	428	
株式等償却	2	
その他の経常費用	195	
経常利益		**9,934**
特別損失		**124**
固定資産処分損	96	
減損損失	27	
税引前当期純利益		**9,809**
法人税、住民税及び事業税	**3,308**	
法人税等調整額	**△184**	
法人税等合計		**3,123**
当期純利益		**6,685**

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　　7社

会社名

山銀リース株式会社
山銀保証サービス株式会社
やまぎんカードサービス株式会社
やまぎんキャピタル株式会社
山銀システムサービス株式会社
山銀ビジネスサービス株式会社
木の実管財株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等

会社名

やまがた地域成長ファンド投資事業有限責任組合
山形創生ファンド投資事業有限責任組合

非連結子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

会社名

やまがた地域成長ファンド投資事業有限責任組合
山形創生ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 開示対象特別目的会社に関する事項
該当事項はありません。

(4) のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、重要性が乏しいものを除いて、定額法により償却することとしております。

(平成28年３月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	106,159	預金	2,075,390
コールローン及び買入手形	15,149	譲渡性預金	119,845
買入金銭債権	7,602	コールマネー及び売渡手形	15,211
商品有価証券	28	債券貸借取引受入担保金	35,130
有価証券	741,165	借用金	48,088
貸出金	1,584,509	外国為替	38
外国為替	1,236	新株予約権付社債	11,268
その他資産	21,379	その他負債	16,700
有形固定資産	13,884	役員賞与引当金	25
建物	3,572	退職給付に係る負債	47
土地	8,789	役員退職慰労引当金	275
建設仮勘定	111	睡眠預金払戻損失引当金	55
その他の有形固定資産	1,411	偶発損失引当金	220
無形固定資産	1,633	利息返還損失引当金	71
ソフトウェア	1,417	繰延税金負債	7,012
その他の無形固定資産	216	再評価に係る繰延税金負債	1,325
退職給付に係る資産	112	支払承諾	17,019
繰延税金資産	264	負債の部合計	2,347,728
支払承諾見返	17,019	(純資産の部)	
貸倒引当金	△6,472	資本金	12,008
		資本剰余金	4,934
		利益剰余金	112,612
		自己株式	△2,976
		株主資本合計	126,578
		その他有価証券評価差額金	24,111
		繰延ヘッジ損益	△3,431
		土地再評価差額金	1,182
		退職給付に係る調整累計額	△562
		その他の包括利益累計額合計	21,300
		非支配株主持分	8,066
		純資産の部合計	155,944
資産の部合計	2,503,672	負債及び純資産の部合計	2,503,672

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**45,252**
資金運用収益	**26,208**	
貸出金利息	18,403	
有価証券利息配当金	7,617	
コールローン利息及び買入手形利息	51	
預け金利息	11	
その他の受入利息	124	
役務取引等収益	**7,669**	
その他業務収益	**7,053**	
その他経常収益	**4,321**	
償却債権取立益	22	
その他の経常収益	4,298	
経常費用		**34,504**
資金調達費用	**2,730**	
預金利息	1,297	
譲渡性預金利息	150	
コールマネー利息及び売渡手形利息	25	
債券貸借取引支払利息	76	
借用金利息	81	
その他の支払利息	1,099	
役務取引等費用	**2,091**	
その他業務費用	**6,094**	
営業経費	**22,281**	
その他経常費用	**1,306**	
貸倒引当金繰入額	585	
その他の経常費用	721	
経常利益		**10,747**
特別損失		**124**
固定資産処分損	96	
減損損失	27	
税金等調整前当期純利益		**10,623**
法人税、住民税及び事業税	**3,548**	
法人税等調整額	**△117**	
法人税等合計		**3,431**
当期純利益		**7,191**
非支配株主に帰属する当期純利益		**477**
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,714**

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

株式会社 山形銀行
取締役会　　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙　嶋　清　彦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　松　﨑　　謙　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社山形銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第204期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

株式会社 山形銀行
取締役会　　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙　嶋　清　彦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　松　﨑　　謙　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社山形銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山形銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第204期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月10日

株式会社山形銀行監査役会

常勤監査役　中　川　太　文　㊞

常勤監査役　柿　崎　正　樹　㊞

社外監査役　中　山　眞　一　㊞

社外監査役　浜　田　　敏　㊞

社外監査役　五　味　康　昌　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　　剰余金の処分の件

第204期の剰余金の処分につきましては、安定配当の継続を基本方針とし、さらに経営体質強化のため内部留保に意を用い、業績および経営環境を総合的に勘案いたしまして、普通配当は1株につき3円とさせていただきたいと存じます。

また、当行は平成28年4月14日に創立120周年を迎えました。つきましては、これまでの株主の皆さまのご支援にお応えするため、記念配当1円を実施させていただきたいと存じます。

これにより、期末配当金は4円、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、前期と比較し1円増配の1株につき7円となります。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき　　金　4円　　総額　653,745,640円

（うち普通配当金　　1株につき3円

120周年記念配当金　　1株につき1円）

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日

２．剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　6,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　6,000,000,000円

第２号議案　　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1)　平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）による改正後の会社法（以下「改正会社法」といいます。)」が施行されたことにより、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの一層の充実を図ることを目的に監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除を行うものであります。

(2)　社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、監査等委員を含む社外取締役との責任限定契約締結を可能とするため、規定の変更を実施するものであります。なお、本件変更は監査役全員の同意を得ております。

(3)　監査等委員会設置会社への移行によって、改正会社法第459条第1項の規定に基づき、機動的な剰余金の配当等の実施が可能となることに従い、取締役会の決議により剰余金の配当等を実施できる旨の規定を変更案第35条として新設するとともに、重複する第7条を削除し、現行定款第38条を一部変更して変更案第34条とするものであります。なお、本件変更は、株主総会による剰余金の配当の決定権限を排除するものではありません。

(4) その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

2．　変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本定時株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　　総則	第１章　　総則
第1条～第3条（記載省略）	第1条～第3条（現行どおり）
（機関） 第4条　当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機関） 第4条　当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （削除） （２）監査等委員会 （３）会計監査人
第5条～第6条（記載省略）	第5条～第6条（現行どおり）
（自己の株式の取得） 第7条　当銀行は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。	（削除） （以下条数繰上げ）
第8条～第18条（記載省略）	第7条～第17条（現行どおり）
第４章　　取締役	第４章　取締役
（取締役の員数） 第19条　当銀行に取締役１５名以内を置く。	（取締役の員数） 第18条　当銀行に取締役（監査等委員であるものを除く。）１５名以内を置く。
（新設）	当銀行に監査等委員である取締役６名以内を置く。
取締役の現在員数を欠くに至った場合でも、法定員数を欠かず且つ職務の遂行に支障を来たさないときは、その補欠選任を行わない。	（削除）

現行定款	変更案
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会でこれを選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。	（取締役の選任） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会でこれを選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設） （新設）	（取締役の任期） 第20条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第22条　当銀行を代表する取締役として、取締役会の決議により取締役頭取１名を選定する。 取締役会の決議をもって、取締役会長１名および専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。 取締役会の決議をもって、取締役会長および専務取締役は当銀行を代表することができる。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　当銀行を代表する取締役として、取締役会の決議により監査等委員でない取締役の中から取締役頭取１名を選定する。 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長１名および専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。 取締役会の決議をもって、取締役会長および専務取締役は当銀行を代表することができる。

現行定款	変更案
第23条（記載省略）	第22条（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第24条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第23条　取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（新設）	（取締役の責任限定契約） 第24条　当銀行は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 　ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第５章　　取　締　役　会	第５章　　取　締　役　会
（取締役会の権限） 第25条　取締役会は、法令および定款に定める事項のほか、当銀行の重要な業務執行を決定する。	（取締役会の権限および規程） 第25条　取締役会は、法令および定款に定める事項のほか、当銀行の重要な業務執行を決定する。
（新設）	前項の規定にかかわらず、当銀行は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
取締役会に関する細目については、別に取締役会の定める取締役会規程による。	取締役会に関する細目については、別に取締役会の定める取締役会規程による。

現行定款	変更案
（取締役会の招集および議長） 第26条　取締役会は、取締役頭取がこれを招集し、その議長となる。 　取締役頭取が事故あるときは、取締役会長または専務取締役もしくは常務取締役がこれにあたる。 　各取締役は、随時議題および理由を附して取締役会の招集を請求することができる。	（取締役会の招集および議長） 第26条　取締役会は、取締役頭取がこれを招集し、その議長となる。 　取締役頭取が事故あるときは、取締役会長または専務取締役もしくは常務取締役がこれにあたる。 　各取締役は、随時議題および理由を附して取締役会の招集を請求することができる。
（新設）	前各項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
（取締役会の招集通知） 第27条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日より１週間前に発する。ただし、緊急の必要あるときは、更にこれを短縮することができる。 　あらかじめ取締役および監査役の全員の同意があるときは、取締役会の招集手続を省略することができる。	（取締役会の招集通知） 第27条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より１週間前に発する。ただし、緊急の必要あるときは、更にこれを短縮することができる。 　あらかじめ取締役全員の同意があるときは、取締役会の招集手続を省略することができる。
第28条（記載省略）	第28条（現行どおり）
第６章　監　査　役 （監査役の員数） 第29条　当銀行に監査役５名以内を置く。	（削除） （削除）
（監査役の選任） 第30条　監査役は、株主総会でこれを選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）

現行定款	変更案
（監査役の任期） 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤監査役） 第32条　監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。 　常勤監査役は、常勤して監査役の職務を行う。	（削除）
（監査役の報酬等） 第33条　監査役の報酬等は、株主総会の決議による総額の範囲内で監査役の協議によりこれを定める。	（削除）
第７章　監　査　役　会 （新設）	第６章　監査等委員および監査等委員会 （常勤監査等委員） 第29条　監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤監査等委員を選定できる。
（監査役会の権限） 第34条　監査役会は、法令および定款に定めるところにより、当銀行の業務執行に関する監査の権限を有するほか、監査役の職務の執行に関して必要な事項を決定する。 　監査役会に関する細目については、別に監査役会の定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第30条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現行定款	変更案
（監査役会の招集通知） 第35条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より１週間前に発する。 ただし、緊急の必要あるときは、更にこれを短縮することができる。 あらかじめ監査役の全員の同意があるときは、監査役会の招集手続を省略することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第31条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日より１週間前に発する。 ただし、緊急の必要あるときは、更にこれを短縮することができる。 あらかじめ監査等委員全員の同意があるときは、監査等委員会の招集手続を省略することができる。
第８章　計　　算 第36条～第37条（記載省略）	第７章　計　　算 第32条～第33条（現行どおり）
（中間配当） 第38条　当銀行は、取締役会の決議により、毎年９月３０日を基準日として、中間配当を行うことができる。	（中間配当の基準日） 第34条　当銀行の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。
（新設）	（剰余金の配当等） 第35条　当銀行は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第39条　（記載省略）	第36条（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）12名選任の件

当行は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へと移行いたしますことにより、取締役全員（13名）は、定款変更の効力が生じた時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じです。）12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、ガバナンス委員会の審議を経て決定しております。

同委員会は、取締役の報酬・選任についての透明性を向上させるために、取締役会からの諮問を受けて審議を実施する任意の諮問委員会であり、独立社外役員が過半数を占めるとともに、委員長を独立社外役員としております。

取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
①	長谷川（はせがわ） 吉茂（きちしげ） (昭和24年9月30日生)	昭和48年４月　株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行)入行 昭和58年５月　同行業務総本部業務企画部 部長代理 昭和60年６月　当行常務取締役 平成５年４月　当行専務取締役 平成９年６月　当行代表取締役専務 平成17年６月　当行代表取締役頭取 現在に至る (担当) 監査部	1,692,255株
	＜候補者とした理由＞ 当行常務取締役、専務取締役を歴任後、平成１７年６月に代表取締役頭取に就任。以来、経営全般に対し卓越したリーダーシップを発揮するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。		
②	三浦（みうら） 新一郎（しんいちろう） (昭和46年12月27日生)	平成６年４月　株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成15年９月　同行融資部企業融資第二グループ調査役 平成17年６月　当行常務取締役 平成26年６月　当行代表取締役専務 現在に至る （担当） 営業企画部、営業支援部	638,825株
	＜候補者とした理由＞ 当行常務取締役に就任後、平成２６年６月からは代表取締役専務に就任。以来、経営全般に対し卓越したリーダーシップを発揮するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
③	石川（いしかわ）　芳宏（よしひろ） （昭和29年1月24日生）	昭和52年４月　当行入行 平成９年４月　当行南山形支店長 平成11年７月　当行総合企画部副部長 平成13年４月　当行市場金融部長 平成15年４月　当行市場国際部長 平成17年６月　当行総合企画部長 平成19年６月　当行取締役総合企画部長委嘱 平成21年６月　当行常務取締役 平成26年６月　当行代表取締役専務 現在に至る （担当） 秘書室、総合企画部、金融市場部、東京事務所	21,000株
	＜候補者とした理由＞ 営業店長、市場金融部長等を歴任後、平成１９年６月に取締役に就任し、平成２６年６月からは代表取締役専務に就任。以来、経営全般に対し卓越したリーダーシップを発揮するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
④	武田（たけだ） 昌裕（まさひろ） （昭和31年8月8日生）	昭和55年４月　当行入行 平成14年４月　当行酒田支店法人営業部長 平成17年６月　当行米沢駅前支店長 平成19年７月　当行個人企画部副部長 平成20年４月　当行個人企画部長 平成22年４月　当行東京支店長兼法人営業部長兼東京事務所長 平成23年６月　当行取締役東京支店長兼法人営業部長兼東京事務所長委嘱 平成24年６月　当行取締役米沢支店長兼米沢北支店長委嘱 平成26年６月　当行常務取締役本店営業部長委嘱 現在に至る	9,000株
	＜候補者とした理由＞ 営業店長、個人企画部長等を歴任後、平成２３年６月に取締役に就任。以来、特に営業店長として置賜地区および山形地区全域を統括するなど、豊富な経験と実績を有しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
⑤	丹野（たんの） 晴彦（はるひこ） (昭和35年1月23日生)	昭和57年４月　当行入行 平成17年４月　当行南光台支店長 平成19年４月　当行人事部副部長 平成20年６月　当行人事部長 平成23年６月　当行総合企画部長 平成24年６月　当行取締役総合企画部長委嘱 平成26年６月　当行常務取締役 現在に至る （担当） 融資部	9,000株
	＜候補者とした理由＞ 営業店長、人事部長等を歴任後、平成２４年６月に取締役に就任。以来、特に人事部門および事務部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。		
⑥	永井（ながい） 悟（さとし） (昭和36年12月15日生)	昭和59年４月　当行入行 平成20年７月　当行小松支店長 平成22年７月　当行総合企画部副部長 平成23年６月　当行人事部長 平成26年６月　当行取締役総合企画部長委嘱 平成28年４月　当行常務取締役 現在に至る （担当） 人事総務部、事務統括部	16,000株
	＜候補者とした理由＞ 営業店長、人事部長等を歴任後、平成２６年６月に取締役に就任。以来、特に経営企画部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当行における地位および
担当ならびに重要な兼職の状況</th><th>所有する
当行の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">⑦</td><td>土門（どもん）　義浩（よしひろ）
(昭和34年10月30日生)</td><td>昭和57年４月　当行入行
平成17年６月　当行酒田支店法人営業部長
平成19年４月　当行宇都宮支店長
平成21年６月　当行鶴岡支店長兼法人営業部長
兼文園支店長
平成23年６月　当行酒田支店長兼
酒田駅前支店長
平成24年６月　当行取締役酒田支店長兼
酒田駅前支店長委嘱
平成28年４月　当行取締役営業企画部長委嘱
現在に至る</td><td>7,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜候補者とした理由＞
営業店長を歴任後、平成２４年６月に取締役に就任。以来、特に営業店長として庄内地区全域を統括するなど、豊富な経験と実績を有しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑧</td><td>長沼（ながぬま）　清弘（きよひろ）
(昭和35年4月26日生)</td><td>昭和58年４月　当行入行
平成18年６月　当行小松支店長
平成20年７月　当行泉中央支店開設準備委員長
平成20年10月　当行泉中央支店長
平成22年４月　当行新庄支店長
平成24年４月　当行地域振興部長
平成25年４月　当行営業支援部長
平成26年６月　当行取締役米沢支店長兼米沢北
支店長委嘱
現在に至る</td><td>6,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜候補者とした理由＞
営業店長、地域振興部長等を歴任後、平成２６年６月に取締役に就任。以来、営業店長として置賜地区全域を統括するなど、豊富な経験と実績を有しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当行における地位および
担当ならびに重要な兼職の状況</th><th>所有する
当行の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">⑨</td><td>勝木（かつき）　伸哉（しんや）
(昭和35年9月11日生)</td><td>昭和60年４月　当行入行
平成20年４月　当行泉崎支店長
平成22年10月　当行人事部詰
（藤庄印刷株式会社出向）
平成25年６月　当行山形駅前支店長
平成26年４月　当行融資部長
平成27年６月　当行取締役融資部長委嘱
現在に至る</td><td>6,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜候補者とした理由＞
営業店長、融資部長等を歴任後、平成２７年６月に取締役に就任。以来、融資ならびに企業の再生支援部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑩</td><td>小屋（こや）　寛（ひろし）
(昭和37年6月16日生)
新任</td><td>昭和61年４月　株式会社住友銀行
(現株式会社三井住友銀行)入行
平成６年５月　当行入行
平成20年４月　当行南山形支店長
平成22年10月　当行営業企画部副部長
平成23年７月　当行総合企画部副部長
平成24年７月　当行金融市場部長
平成26年10月　当行仙台支店長
平成28年４月　当行総合企画部長
現在に至る</td><td>7,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜候補者とした理由＞
２店舗、４年の営業店長経験に加え、マーケット部門、経営管理部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
⑪	鈴木（すずき）　康介（こうすけ） （昭和32年5月27日生）	昭和55年４月　当行入行 平成15年４月　当行小松支店長 平成18年６月　当行上山支店長 平成21年７月　当行長井支店長 平成24年４月　当行山形駅前支店長 平成25年６月　当行取締役営業企画部長委嘱 平成28年３月　当行取締役 平成28年４月　やまぎんカードサービス株式会社取締役社長 平成28年４月　木の実管財株式会社取締役社長 現在に至る	18,000株
	＜候補者とした理由＞ 営業店長を歴任後、平成２５年６月に取締役に就任。以来、営業企画部門の統括者として豊富な経験と実績を有しており、当行ならびにカード関連部門の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。 ＜特記事項＞ 候補者鈴木康介氏は、当行の連結子会社であるやまぎんカードサービス株式会社および、木の実管財株式会社の代表取締役に就任しております。当行と両社は、銀行取引があります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当行における地位および
担当ならびに重要な兼職の状況</th><th>所有する
当行の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">⑫</td><td>井上弓子（いのうえ　ゆみこ）
(昭和22年7月27日生)

社外取締役
候補者</td><td>平成８年２月　髙島電機株式会社入社(取締役)
平成13年２月　　同社　　常務取締役
平成15年７月　　同社　　代表取締役社長
平成21年８月　みやぎ・やまがた女性交流
機構会長（現職）
平成23年２月　髙島電機株式会社
代表取締役会長（現職）
平成23年11月　株式会社シベール社外取締役
（現職）
平成24年６月　山形商工会議所副会頭（現職）
平成26年６月　国立大学法人山形大学顧問
（現職）
平成27年６月　当行社外取締役（現職）
現在に至る</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜候補者とした理由＞
企業経営者としての豊富な経験に基づく幅広い知識と高い見識を有し、中立の立場から客観的に経営のチェックを行うことにより当行の企業統治の向上に貢献できると判断し、平成２７年６月より社外取締役に就任いただいております。
また、同氏は「みやぎ・やまがた女性交流機構会長」を務めるなど、コーポレートガバナンスコードにて求められている「女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保」を推進するうえで最適の人材であります。

＜特記事項＞
１．井上弓子氏の選任が承認された場合、第２号議案が承認可決されることを条件として、当行と同氏との間で、会社法第４２７条第1項の規定に基づき、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
２．井上弓子氏は、社外取締役候補者であります。当行は、５５ページに記載してあります当行が定める「独立性判断基準」等に基づき、東京証券取引所に対して同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
３．当行は井上弓子氏が代表取締役である髙島電機株式会社と銀行取引があります。
４．井上弓子氏は現在当行の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年となります。</td></tr>
</table>

鈴木康介氏以外の候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役６名選任の件

当行は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へと移行いたしますことにより、監査役全員（５名）は、定款変更の効力が生じた時をもって任期満了となります。

つきましては、経営監督機能の一層の強化を図るため、監査等委員である取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の選任にあたりましては、ガバナンス委員会の審議を経て決定しております。

監査等委員である取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
①	中川（なかがわ） 太文（たもん） （昭和29年12月25日生） 新任	昭和52年４月　当行入行 平成９年６月　当行大宮支店長 平成11年４月　当行融資第一部副部長 平成14年10月　当行本店営業部本店第二部長 平成18年６月　当行立谷川支店長 平成19年４月　当行宮町支店長 平成20年６月　当行取締役融資部長委嘱 平成23年６月　当行常務取締役 平成26年６月　当行常勤監査役 現在に至る	17,000株
	＜候補者とした理由＞ 営業店長、融資第一部副部長を歴任後、平成２０年６月に取締役に就任。以来、８年間に亘って当行役員として尽力するなど、監査等委員の職務を執行するうえで、十分な経験と見識を有しております。		
②	柿崎（かきざき） 正樹（まさき） （昭和34年4月22日生） 新任	昭和57年４月　当行入行 平成17年４月　当行米沢南支店長 平成19年４月　当行総合企画部副部長 平成20年６月　当行金融市場部長 平成24年７月　当行監査部長 平成25年６月　当行取締役監査部長委嘱 平成27年６月　当行常勤監査役 現在に至る	11,000株
	＜候補者とした理由＞ 営業店長、金融市場部長を歴任後、平成２５年６月に取締役に就任。以来、３年間に亘り当行役員として尽力するなど、監査等委員の職務を執行するうえで、十分な経験と見識を有しております。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当行における地位および
担当ならびに重要な兼職の状況</th><th>所有する
当行の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">③</td><td>なかやま　　しんいち
中　山　眞　一
(昭和23年9月2日生)
新任
社外取締役
候補者</td><td>昭和55年８月　公認会計士登録
平成６年５月　太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員
平成８年３月　株式会社塚田会計事務所
代表取締役社長（現職）
平成19年６月　当行社外監査役(現職)
平成20年５月　山形経済同友会代表幹事
平成20年６月　株式会社山形新聞社
社外監査役（現職）
平成25年７月　山形県公安委員会委員長
現在に至る</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜候補者とした理由＞
公認会計士として専門知識ならびに企業会計に関する豊富な経験を有しており、平成１９年６月の監査役就任以来、適切な監査を遂行いただいております。また、取締役の職務執行を監査・監督するうえで、十分な知識や経験、社会的信用を有しております。
＜特記事項＞
１．中山眞一氏が代表取締役社長に就任している株式会社塚田会計事務所と当行は銀行取引があります。
２．同氏は現在当行の監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年となります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
④	浜田（はまだ） 敏（びん） (昭和23年6月30日生) 新任 社外取締役候補者	昭和58年 4 月　弁護士登録 昭和60年 4 月　浜田敏法律事務所所長（現職） 平成20年 6 月　当行社外監査役（現職） 平成23年 3 月　山形県収用委員会会長（現職） 平成23年 4 月　公益財団法人山形東高奨学会理事長（現職） 平成24年12月　山形県大規模小売店舗立地審議会会長（現職） 平成28年 5 月　株式会社ヤマザワ社外取締役（現職） 現在に至る	6,000株
	＜候補者とした理由＞ 弁護士としてコーポレートガバナンスを含む企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、平成２０年６月の監査役就任以来、適切な監査を遂行いただいております。また、取締役の職務執行を監査・監督するうえで、十分な知識や経験、社会的信用を有しております。 ＜特記事項＞ １．浜田敏氏が所長に就任している浜田敏法律事務所と当行は銀行取引があります。 ２．同氏は現在当行の監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
⑤	五味（ごみ）康昌（やすまさ） (昭和18年2月8日生) 新任 社外取締役候補者	昭和41年４月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成５年６月 同行　取締役米州本部米州企画部部長（特命担当）（バンクオブカリフォルニア出向兼務） 平成６年５月 同行取締役日本橋支店長委嘱 平成９年５月 同行常務取締役業務企画部長委嘱 平成14年６月 同行専務取締役法人営業部門長委嘱 平成15年５月 同行副頭取法人営業部門長委嘱 平成16年６月 同行副頭取退任 平成16年６月 三菱証券株式会社（現三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社）取締役会長 平成21年５月 三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社相談役 平成21年６月 当行社外監査役（現職） 平成22年６月 讀賣テレビ放送株式会社社外取締役（現職） 平成25年２月 三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社特別顧問（現職） 平成27年６月 株式会社オービック社外取締役（現職）現在に至る	3,000株
	＜候補者とした理由＞ 海外勤務経験も含め金融・証券業務に精通するなど、企業経営を統治する十分な見識を有しており、平成２１年６月の監査役就任以来、適切な監査を遂行いただいております。また、取締役の職務執行を監査・監督するうえで、十分な知識や経験、社会的信用を有しております。 ＜特記事項＞ 五味康昌氏は現在当行の監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
⑥	おはら　ぎすけ 尾原　儀助 （昭和23年2月24日生） 新任 社外取締役候補者	昭和47年４月　麒麟麦酒株式会社（現キリンビール株式会社）入社 昭和48年８月　男山酒造株式会社 代表取締役（現職） 昭和48年８月　山形酒類販売株式会社 代表取締役（現職） 平成19年６月　社団法人山形県法人会連合会 会長（現職） 平成19年６月　株式会社ヤマザワ社外監査役（現職） 平成26年６月　当行社外取締役（現職）現在に至る	345,518株
	＜候補者とした理由＞ 企業経営者としての豊富な経験に基づく幅広い知識と高い見識を有し、中立の立場から客観的に経営のチェックを行うことにより当行の企業統治の向上に貢献できると判断し、平成２６年６月より社外取締役に就任いただいております。取締役の職務執行を監査・監督するうえで、十分な知識や経験、社会的信用を有しております。 ＜特記事項＞ １．尾原儀助氏が代表取締役社長に就任している男山酒造株式会社および、山形酒類販売株式会社と当行は銀行取引があります。 ２．同氏は現在当行の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。		

１．各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

２．第４号議案「監査等委員である取締役６名選任の件」が承認された場合、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当行と中山眞一、浜田敏、五味康昌、および尾原儀助の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

３．候補者中山眞一、浜田敏、五味康昌、および尾原儀助の各氏は、社外取締役候補者であります。当行は、55ページに記載してあります当行が定める「独立性判断基準」等に基づき、東京証券取引所に対して各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

（ご参考）　「当行の独立性判断基準」

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

当行において、社外取締役候補者が独立性を有すると判断するためには、現在および過去３年間において、以下の要件の全てに該当しないことが必要であります。

（1）主要な取引先（※１）
　ア．当行を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ）である場合は、その業務執行者
　イ．当行の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者。
（2）専門家
　当行から役員報酬以外に、過去３年平均で、年間1,000万円超えの金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
（3）寄付
　当行から過去３年平均で、年間1,000万円超えの寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。
（4）主要株主
　当行の発行済み株式の10％以上を保有している主要株主、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者。
（5）上記（1）～（4）に該当する先の近親者。（※２）（ただし、重要でない者（※３）を除く）
（6）当行またはその子会社の取締役、監査役、使用人およびそれらの近親者。（※２）（ただし、重要でない者（※３）を除く）

※１．「主要な取引先」の定義
・当行を主要な取引先とする者：当該者の連結売上高に占める当行宛売上高の割合が2％を超える場合。
・当行の主要な取引先：当行の連結総資産の1％を超える貸付を当行が行っている場合。

※２．「近親者」の定義
　配偶者および２親等以内の親族

※３．「重要」であるものの定義
　各会社の役員・部長クラスの者

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当行の取締役の報酬額は、平成5年6月29日の第181期株主総会において、月額総額18百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案について同じです。）の確定報酬額に賞与金を加えた報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して年額220百万円以内（うち、社外取締役は年額10百万円以内）といたしたいと存じます。

取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

現在の取締役は13名（うち、社外取締役は2名）でありますが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は12名（うち、社外取締役は1名）となります。

なお、本件につきましては、ガバナンス委員会の審議を経て上程しております。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当行の監査役の報酬額は、平成27年6月24日の第203期株主総会において、月額総額4百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額50百万円以内といたしたいと存じます。

現在の監査役は5名（うち社外監査役3名）でありますが、第2号議案および第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は6名（うち社外取締役4名）となります。

なお、本件につきましては、ガバナンス委員会の審議を経て上程しております。

第７号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

在任中の功労に報いるため、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます渡辺　均氏に対し在任中の功労に報いるため、当行における一定の基準に従い、18百万円の退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

その贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
渡辺（わたなべ）　均（ひとし）	平成22年６月　当行取締役総合企画部長委嘱 平成23年６月　当行常務取締役 平成28年４月　当行取締役　　現在に至る

第８号議案　取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当行は、経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行い、平成28年5月13日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止することを、決議いたしました。

これに伴い、第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）12名選任の件」を原案どおりご承認いただくことを条件として重任する取締役（監査等委員である取締役を除く）のうち、すでに退職慰労金制度を廃止いたしました社外取締役１名を除いた10名に対し、これまでの労に報いるため、就任時から本定時株主総会終結の時までの在任期間を対象とし、総額254百万円の退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

その具体的な金額、支給時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴等は、次のとおりであります。

氏　名	略　歴
長谷川 吉茂（はせがわ きちしげ）	昭和60年６月　当行常務取締役 平成 5年４月　当行専務取締役 平成17年６月　当行代表取締役頭取　現在に至る
三浦 新一郎（みうら しんいちろう）	平成17年６月　当行常務取締役 平成26年６月　当行代表取締役専務　現在に至る
石川 芳宏（いしかわ よしひろ）	平成19年６月　当行取締役総合企画部長委嘱 平成21年６月　当行常務取締役 平成26年６月　当行代表取締役専務　現在に至る
武田 昌裕（たけだ まさひろ）	平成23年６月　当行取締役東京支店長兼法人営業部長兼 東京事務所長委嘱 平成26年６月　当行常務取締役本店営業部長委嘱　現在に至る
丹野 晴彦（たんの はるひこ）	平成24年６月　当行取締役総合企画部長委嘱 平成26年６月　当行常務取締役　現在に至る
永井 悟（ながい さとし）	平成26年６月　当行取締役総合企画部長委嘱 平成28年４月　当行常務取締役　現在に至る
土門 義浩（どもん よしひろ）	平成24年６月　当行取締役酒田支店長兼酒田駅前支店長委嘱 平成28年４月　当行取締役営業企画部長委嘱　現在に至る
長沼 清弘（ながぬま きよひろ）	平成26年６月　当行取締役米沢支店長兼米沢北支店長委嘱 現在に至る
勝木 伸哉（かつき しんや）	平成27年６月　当行取締役融資部長委嘱 現在に至る
鈴木 康介（すずき こうすけ）	平成25年６月　当行取締役営業企画部長 平成28年３月　当行取締役　現在に至る

第９号議案　役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の業績、過去の役員賞与支給額、その他諸般の事情を勘案し、社外取締役を除く当期末時の取締役11名に対し総額25百万円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

その個別の金額、贈呈の時期、方法は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第１０号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

１．提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当行の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「退職慰労金」で構成されていましたが、経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行い、取締役の退職慰労金制度を廃止することといたしました。その一方で、新たに当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非常勤取締役を除く。以下本議案において同じ。）を対象に、業績目標の達成度および役位に応じて当行株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を行うものであります。

具体的には、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）」の報酬額設定の件」が承認可決された場合における取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額（年額220百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給することを提案いたします。

本制度は、取締役の報酬と当行業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇のメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）12名選任の件」が原案通り承認可決されますと10名となります。

2．本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当行が拠出する取締役の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役に当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は(2)以降のとおり。）

①本議案の対象となる当行株式等の交付等の対象者	・当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非常勤取締役を除く。）

②本議案の対象となる当行株式が発行済株式の総数に与える影響	
当行が拠出する金員の上限（次ページ(2)のとおり。）	・５事業年度を対象として、合計250百万円
取締役が取得する当行株式数の上限および当行株式の取得方法（次ページ(3)のとおり。）	・取締役に付与される１年当たりのポイントの総数の上限は、140,000ポイント。 ・１ポイント＝１株に換算された株式数の発行済株式総数（平成28年３月31日時点であり、自己株式控除後）に対する割合は約0.08％ ・当行株式は、株式市場から取得

③業績達成条件の内容（次ページ(3)のとおり。）	・毎年の当行業績の目標値に対する達成度に応じて変動

④取締役に対する当行株式等の交付等の時期（62ページ(4)のとおり。）	・退任時（取締役が死亡した場合は死亡時） ※取締役が死亡した場合は、死亡時に当行株式の換価処分金相当額の金銭を相続人に対して給付

(2) 当行が拠出する金員の上限

本制度は、連続する５事業年度（当初は平成29年３月31日で終了する事業年度から平成33年３月31日で終了する事業年度までの５事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各５事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当行は、対象期間ごとに合計250百万円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間５年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当行株式を株式市場から取得します。

当行は、信託期間中、取締役に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当行株式等の交付等を行います。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあり得ます。その場合、以降の５事業年度を対象期間として、本信託の信託期間を５年間延長します。当行は、延長された信託期間ごとに、合計250百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は当行株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（取締役に付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、250百万円の範囲内とします。

(3) 取締役が取得する当行株式等の数の算定方法および上限

取締役に対して、信託期間中の毎年５月31日に、同年３月31日で終了した事業年度（すなわち前事業年度。以下「評価対象事業年度」という。）における業績目標の達成度および役位に応じて、一定のポイントが付与されます。各取締役の退任時に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）を算定し、当該取締役には累積ポイントに応じた株式等が交付等されます。

なお、１ポイント＝１株とし、本信託に属する当行株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当行は、その増加または減少の割合に応じて、１ポイント当たり交付等が行われる当行株式等の数を調整します。

取締役が付与を受けることができるポイントの１年当たりの総数の上限は、140,000ポイントといたします。

(4) 取締役に対する当行株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役が退任する場合、所定の手続を行うことにより、当該取締役は前ページ(3)に基づき算出される数の当行株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイントの70％に相当する数の当行株式（単元未満株式は切り捨て）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役が死亡した場合、その時点までに付与されている累積ポイントに応じた当行株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当行株式に関する議決権

本信託内にある当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当行株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当行株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に本信託が終了する段階で残余が生じた場合には、取締役に対して給付されることになります。

(7) その他の本制度の内容

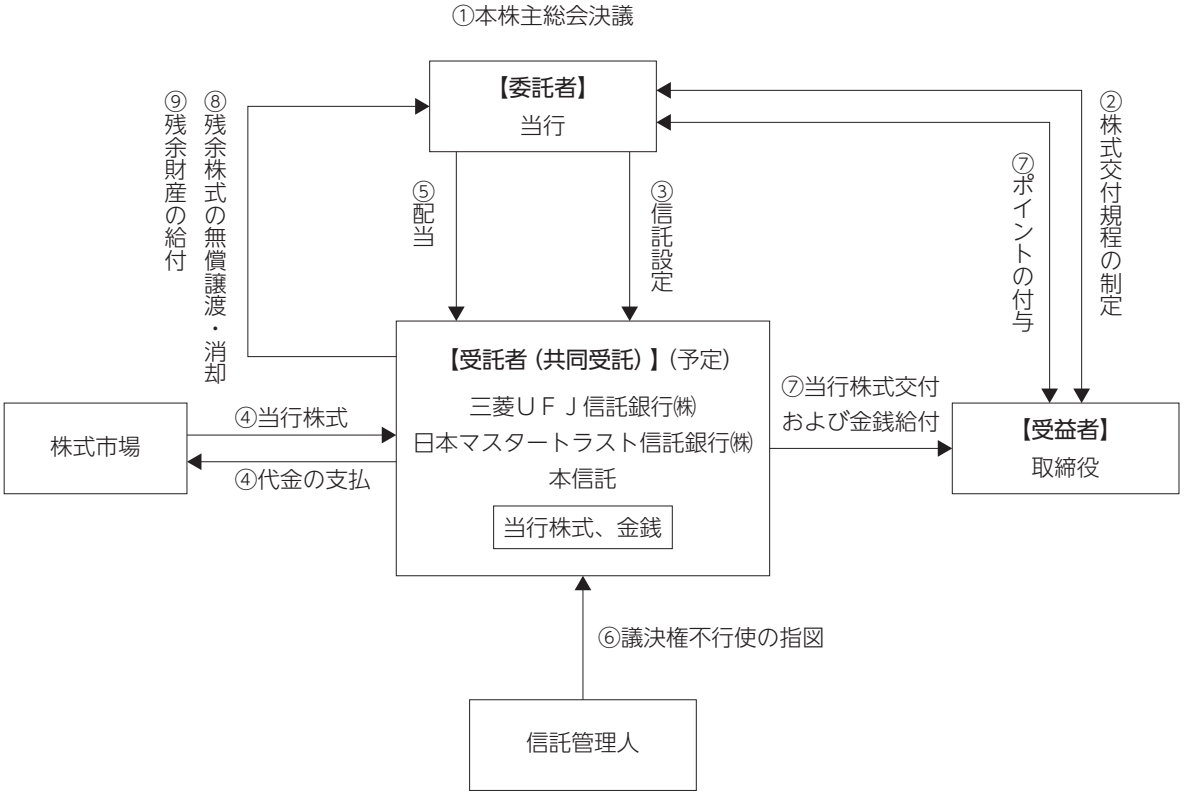
本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

なお、本制度の詳細については、「取締役の退職慰労金制度の廃止および業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(後記ご参考：平成28年５月13日付プレスリリースの抜粋) をご参照下さい。

(ご参考：平成28年５月13日付プレスリリースの抜粋)

本制度の概要



①当行は本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
②当行は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬にかかる株式交付規程を制定します。
③当行は①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当行株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
⑤本信託内の当行株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
⑥本信託内の当行株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものとします。
⑦信託期間中、毎事業年度における業績目標の達成度および役位に応じて、取締役にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に、累積ポイントの一定割合に相当する株数の当行株式が交付され、残りの当行株式については本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
⑧毎事業年度における業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続利用するか、本信託から当行に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会の決議により消却を行う予定です。
⑨本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当行に帰属する予定です。

（ご参考）

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	取締役の報酬と当行業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇のメリットのみならず株価下落によるリスクも株主と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること
③委託者	当行
④受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当行と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	平成28年８月３日（予定）
⑧信託の期間	平成28年８月３日（予定）～平成33年８月31日（予定）
⑨制度開始日	平成28年８月３日（予定）
⑩議決権	行使しないものといたします。
⑪取得株式の種類	当行普通株式
⑫取得株式の上限額	250百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬株式の取得時期	平成28年８月４日（予定）～平成28年８月31日（予定）
⑭株式の取得方法	株式市場より取得
⑮帰属権利者	当行
⑯残余財産	帰属権利者である当行が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。

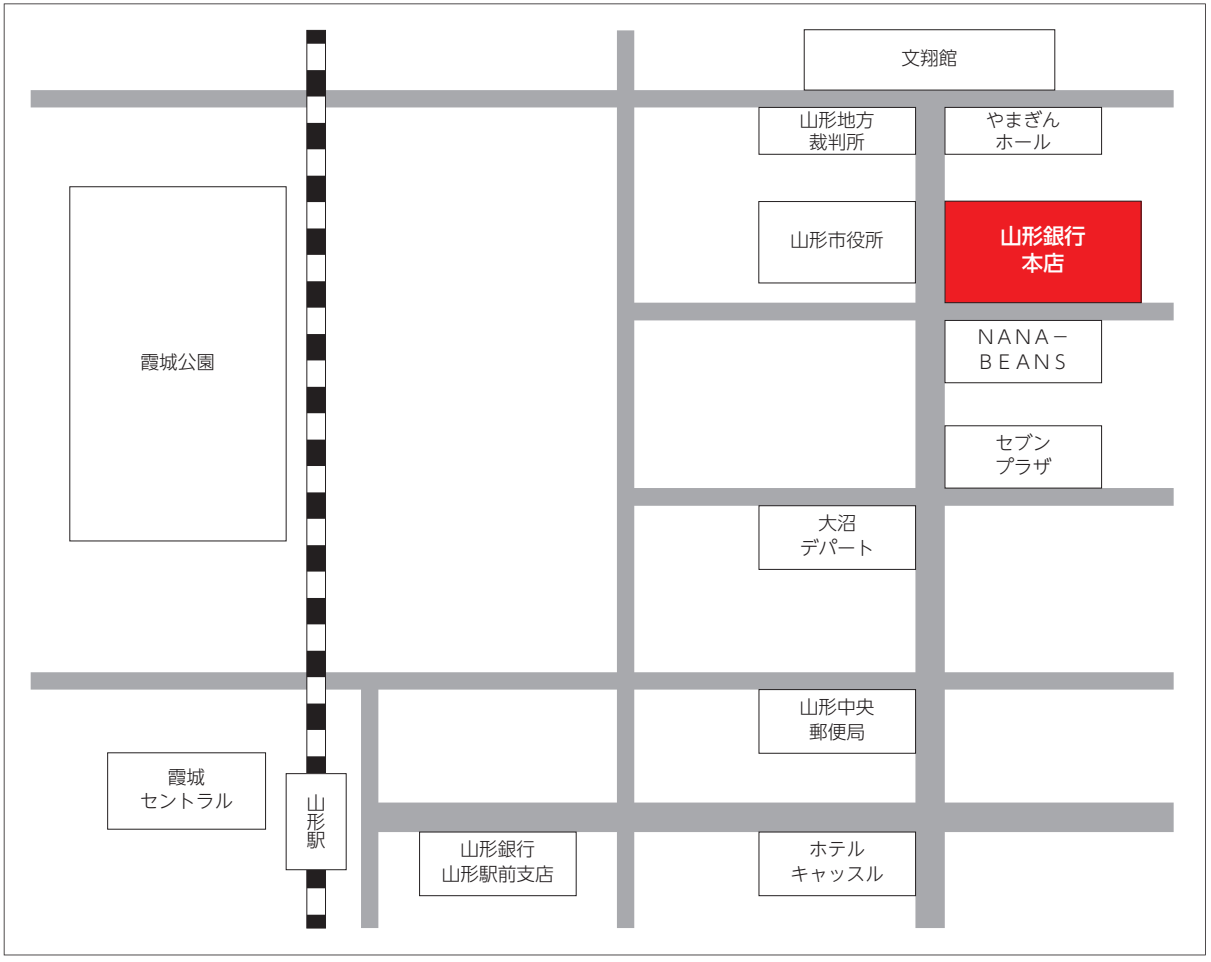
【信託・株式関連事務の内容】

①信託関連事務	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。
②株式関連事務	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当行株式の交付事務を行う予定です。

以　上

株主総会会場ご案内図

場所：山形市七日町三丁目１番２号　山形銀行本店７階会議室



駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申しあげます。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK 環境に配慮した植物油インキを使用しています。